

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度（2025年度） 第2回 枚方市人権尊重のまちづくり審議会	
開 催 日 時	令和8年（2026年）2月25日（水）	10時00分から 11時00分まで
開 催 場 所	市役所第3分館3階 第3会議室	
出 席 者	明石一朗会長、明石隆行副会長、安田委員、今森委員、上野委員、大橋委員、川村委員、高尾委員、松浦委員、山田委員、渡辺委員	
欠 席 者	加藤委員、榛葉委員、遠竹委員、古満委員	
案 件 名	1. 「諮問」について 2. 枚方市人権尊重のまちづくり基本計画の中間見直しについて 3. その他	
提出された資料等の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 枚方市人権尊重のまちづくり基本計画の中間見直し ・資料2 人権問題に関する市民意識調査 ・資料3 人権問題に関する市民意識調査〔調査票〕（案） ・参考資料1 枚方市人権尊重のまちづくり基本計画<令和4年6月策定> ・参考資料2 人権問題に関する府民意識調査<大阪府人権企画課・令和7年11月実施> ・参考資料3 人権教育・開発に関する基本計画（第二次）【概要】 【別添】人権教育・啓発に関する基本計画（第二次） 	
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・案件1について、枚方市人権尊重のまちづくり基本計画の中間見直しについて、市長から諮問を受けた。 ・案件2について、事務局案のとおり人権問題に関する市民意識調査を実施することとし、委員の意見を調査票に反映することとした。 	
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表	
傍 聴 者 の 数	無	
所管部署（事務局）	市長公室 人権政策課	

審 議 内 容	
発言者	発 言 の 要 旨
明石会長	令和7年度第2回枚方市人権尊重のまちづくり審議会を開催します。 委員の皆様におかれましては、公私ご多忙の中、本会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。 まず、事務局より本会議の説明をお願いします。
事務局	<配付資料及び会議運営の説明>
市長	<開会のあいさつ>
明石会長	事務局から委員の出席状況について、報告をお願いします。
事務局	本日の出席状況は、委員15名中、出席委員11名で、枚方市人権尊重のまちづくり審議会規則の規定に基づき、本審議会が成立していることをご報告いたします。 なお、本日の傍聴希望の方は、いらっしゃいません。
明石会長	それでは、案件に入ります。 案件1「諮問」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	市長から明石会長に対しまして、審議会への諮問をさせていただきます。会場前方で諮問書をお渡しさせていただきますので、明石会長、その場でご起立をお願いいたします。
伏見市長	枚方市人権尊重のまちづくり審議会会長、明石一朗様。枚方市人権尊重のまちづくり基本計画の中間見直しについて。枚方市人権尊重のまちづくり条例第7条第2項の規定に基づき、枚方市人権尊重のまちづくり基本計画の中間見直しについて諮問します。令和8年2月25日枚方市長、伏見隆。 どうぞよろしく申し上げます。
	<諮問書手交>
事務局	市長は次の公務が入っておりますので、ここで失礼をさせていただくことをおわび申し上げます。 なお、先ほどの諮問書につきまして、事務局から写しを配付しますので、委員の皆様もご確認ください。
伏見市長	委員の皆様、どうぞよろしく申し上げます。
	<伏見市長、退室> <諮問書(写)配付>
明石会長	次に、案件2「枚方市人権尊重のまちづくり基本計画の中間見直しについて」事務局から説明をお願いします。
事務局	<資料1～3、計画の中間見直しと市民意識調査の実施について説明>
明石会長	ただいま「計画の中間見直し」と「市民意識調査の実施」の大きく2点の説明がありました。まず、「計画の中間見直し」について、ご意見ご質問などございますので

	しょうか。
山田委員	枚方市人権尊重のまちづくり基本計画の各年度における取組実績報告の中で、基本方向2人権啓発の推進の1.取組の方向性等の中で、「差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって問題が解決しにくくなる」、「差別をされている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要である」と思う人が3割を超えているとありました。このような意識を持つ人は、自分自身が直接体験をして感じたのか、周りの人から話を聞いてこのような意識を強めたのか、また、何となくそう感じているのか、この市民意識調査でその意識の背景を知る方法はないのかと思います。これが分かれば、今後、啓発を行うにあたり参考になるのではないかと思います。
事務局	基本方向2の人権啓発の推進については、差別をされる側に努力を求めるのではなく、差別に対してきっちり対応ができるような啓発が必要であると思います。アンケート回答の意識の背景を把握することは難しいと考えますが、啓発の取り組みを行うことで、差別をされる側の努力が必要だと感じる人の割合をどのようにして減らしていくことにつなげることができるのか、この中間見直しの中で検討できればと考えています。
明石会長	「計画の中間見直し」についてと併せ、「市民意識調査の実施」についても、ご意見ご質問はございますでしょうか。
今森委員	資料2の2.調査方法の中で、調査数が3,000人、回収率を高めるためのインセンティブとしてクオカードを10人の方に配付となっています。予算の関係もあるでしょうが、回答しようという気持ちを高めるためであれば、インセンティブは100人ぐらい実施した方がいいのではないかと思います。
事務局	インセンティブということで、100人の方が効果はあるとは思いますが、郵便料金や委託料の増加、予算の関係上、また、市全体でもアンケートを実施する際のインセンティブ効果について議論がある中で、今回は10人ということで実施させていただきたいと思います。
渡辺委員	前回の調査で、回答率が39.1%ですが、どれくらいの回答率を目指していて39.1%なのでしょう。また、なぜこのような調査方法になったのか経緯を教えてください。
事務局	調査方法につきましては、市民全体がどのような意識を持っているかという調査です。統計学に基づく信頼度95%、つまり100回やると95回同じ答えが出るであろうというラインが、枚方市の場合、1,000人を超えてくる回答数になります。そこから、対象者を無作為抽出による3,000人とし、できるだけ回答率は上げたいところですが、1,000人を超える回答数を目指しております。 また、回答期限までに対象者全員にお礼状兼催促状の送付を行い、お礼をお伝えするとともに、回答がまだの方には督促することにより、回答率の向上に努めます。
渡辺委員	何パーセントの回答率を目指していたのですか。

事務局	1,000 人を超える回答数が基本ベースとなります。
渡辺委員	ノルマは達成できたということですか。
事務局	この数値は前回調査時のものですので、今回、3,000 人を対象として調査を実施し、1,000 人を超える回答数を確保したいと考えております。
渡辺委員	前回も同じ調査ですか。
事務局	はい。
渡辺委員	例えば、郵送をやめてオンラインだけにすると予算が下がり、インセンティブの人数や金額を増やせると思うのですが、どうでしょうか。
事務局	<p>他の調査におきましても、まだ郵送で回答される方が多く、また、オンラインのみで実施した調査の回答率が高いわけでもないという実態を踏まえ、ハイブリッド方式で郵送とオンラインを活用する形で回答率を上げていきたいと思えます。</p> <p>また、補足ですが、前回の調査では、回答数 1,173 人の内、郵便回答は 960 人、オンライン回答は 213 人となっております。市では、市民の E メールアドレスまでは取得しておらず、発送する際には郵送で行うことになり予算軽減にはつながらないこととなります。回答していただく際には、QR コードを分かりやすく表示するなど、オンラインでも回答ができることが伝わり、回答しやすいようにしていきたいと考えております。</p>
今森委員	<p>2 点あります。まず 1 つ目は、調査票の 2 ページ、問 1 の【注 1】に「障害のある人」とは、身体障害等と記載があり、障害などにより継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人という説明で終わっています。ここまでだと、大変な人だな、苦勞されている人だなということで終わりますが、ネットで調べると、これと同じ文言に続きがありました。この続きは、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を目指す対象となる方々のこととあります。後半の文章も付けた方が、前向きでいいのではないのでしょうか。前半のみの場合、障害のある方が読まれた際、少ししんどく感じるのではないかと思いました。</p> <p>2 つ目ですが、調査票 8 ページの法律や条例等についてどの程度知っていますかという質問についてです。ここには記載がないのですが、内閣府の平成 29 年度、令和 4 年度の調査で、日本国憲法で基本的人権が保障されていることを知っているかという項目があり、平成 29 年度は 81.4%であったのが令和 4 年度では 85.6%に上がっています。今回の調査において、この項目の中に日本国憲法の基本的人権の項目を入れ、枚方市民がどれくらいの割合で日本国憲法の基本的人権の保障について知っているのか知りたいなと思いました。</p>
事務局	<p>1 点目につきましては、付記させていただき、わかりやすく伝わりやすくします。</p> <p>2 点目につきましても、枚方市として把握していく項目として質問に追加してはと考えます。</p>
松浦委員	参考資料 3 の人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）の第 5 章にアからスまで人権課題の項目が挙っており、この中にあるアイヌの人々、刑を終えて出所した人及

	<p>びその家族、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の項目が、枚方市の調査票の間1に掲げる枚方市の人権問題に入っていないのですが、入れた方がいいのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>調査票の間1に掲げている17項目の人権問題については、枚方市人権尊重のまちづくり基本計画に掲げる人権問題とリンクさせております。国では、アイヌの人々や北朝鮮当局によって拉致された被害者等の項目がありますが、これらに関して枚方市人権尊重のまちづくり基本計画では、大項目ではなく様々な人権問題の中の中項目で掲げております。これは、令和3年度の計画策定の際、審議会のご議論の中で、このような位置づけになったという経過があります。</p> <p>今回の中間見直しにおいて、これらの人権問題が枚方市として大きく取り上げて啓発すべく課題があるということであれば変更していくこととなりますが、事務局としては、数多くある人権問題の中で、ポイントも絞りつつ啓発等に取り組まなければならないと考えております。</p> <p>今回の調査票に人権問題の項目を増やすことについては、委員の皆様が中間見直しをご議論いただく際の基礎資料に必要であれば、検討したいと思っております。</p>
明石会長	<p>当時、この枚方市人権尊重のまちづくり基本計画を策定した時には、直近の枚方市の人権問題ということで、新型コロナウイルス感染症等17項目を設定しました。国は細分化して、全国的な課題であるアイヌの人々や北朝鮮の拉致の問題を取り上げてますが、枚方市の地域性として、人権問題に軽重はないのですが、この17項目に整理したという経緯があります。経年比較もあり、項目を新たに追加すると前回調査時との相違も出てくるとは思いますが、ご検討、ご審議いただけたらと思います。</p>
安田委員	<p>委員からご意見のありましたアイヌの人々等の人権問題ですが、大阪府の調査においてもアイヌの人々等の項目は入っておりませんし、経年比較ということもあり、今回の調査では大阪府と揃えた方がいいのではないかと思います。ただ、次の計画改定時には、国の調査も考慮し、検討課題にしてはどうかと思います。</p>
高尾委員	<p>3点あります。まず1つ目は、事務局から補足のありました「マタハラ・パタハラ」及び「カスハラ」の追加について、具体的にどの部分に追加するのか確認させていただきたいです。</p> <p>2つ目は、調査票11ページの間12の(1)街頭での啓発や啓発ポスター、デジタルサイネージでの掲示について、前回調査ではデジタルサイネージという言葉は入っていませんでした。最近こういうものが増えてきていますが、デジタルサイネージが何か分からない方もおられるかと思っておりますので、電子掲示板といった説明があった方が分かりやすいのではないかと思います。</p> <p>3つ目ですが、子どもの意見を別途聴取されることについて、これは学校を通じた調査を別にされるということなのではないでしょうか。現時点で分かっている情報があれば教えていただきたいです。</p>
事務局	<p>1点目の「マタハラ・パタハラ」及び「カスハラ」の追加についてですが、13ページから15ページの(15)セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの次に1</p>

	<p>つ項目を追加して入れていきたいと思っております。</p> <p>2点目のデジタルサイネージについては、委員のご意見のとおり、説明書きを記載したいと思います。</p> <p>3点目の、子どもへの意見聴取についてですが、現在、児童生徒は1人1台タブレット端末を持っておりますので、そういったものを活用しながら、例えばですが、全小中学生ではなく、小学校5年生と中学校2年生全員を対象にするなど、教育委員会と調整した上で、来年度の早々に調査を行っていきたくと考えております。</p>
高尾委員	<p>調査票1ページの(15)セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの次には入らないのでしょうか。13ページは、学校での人権教育の学習ということなので、あまり関係ないように思いますが、これから検討されるということであれば、その辺りのことも教えてください。</p>
事務局	<p>調査票1ページの問1にも追加して入れてはどうかと考えております。また13ページから15ページの部分につきましても、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの記載がありますので、あわせて追記させていただければと考えております。</p>
松浦委員	<p>調査票問1の(9)にH I V感染者、ハンセン病回復者及びその家族の人権問題とありますが、大阪府の意識調査では、H I V感染者とハンセン病回復者を分けた項目で質問されています。他の項目でも、これは一緒にされるのではなく別の項目として扱われています。枚方市ではなぜ一緒にされているのか教えていただきたい。</p>
明石副会長	<p>委員がおっしゃるとおりで、(15)の質問でも、セクシュアルハラスメントは知っているがパワーハラスメントは知らないこともあり得ます。それぞれの項目で知っている知らないが出てきますので、1つの質問に複数の項目を入れるのは、調査票を作成するにあたっては好ましくなく、分けて質問したほうがよいと思います。</p>
事務局	<p>前回調査との経年比較や計画においても一緒の項目になっていることを踏まえ、このような項目に設定させていただきました。各項目を分けて質問しても、中間見直しに向けての審議や判断、経年比較にも把握できるとのことであれば、細分化して記載することは可能であると思います。</p>
明石副会長	<p>調査票の作成については、委託業者が専門的な知識を持っていると思いますが、いかがですか。</p>
事務局	<p>委託業者に対する委託内容は、調査票の送付、回収と集計結果の分析になりますので、調査票の内容については、市で作成することになります。委員のご意見を踏まえ、調査票のそれぞれの項目を分けて質問し、その回答を基に委託業者が集約、分析し、中間見直しを進めることにしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
安田委員	<p>各項目を分けて質問しても、技術的に経年比較は大丈夫でしょう。単純集計しか取らないことはないでしょうし、例えば、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等と出てきた時に、それぞれ別に質問しても、集計して、パワーハラスメントは知っているがカスタマーハラスメントは知らない等、細かく丁寧に進めれば、それ程負担なく集計できると思います。各項目を分けて調査票を</p>

	作成しても、確かなデータが出ると思います。
事務局	それでは、各項目を分けて調査票を再度作成していきます。
明石会長	次に、案件3「その他」について、事務局から説明をお願いします。
	<p><今後のスケジュールについて説明></p> <p><令和8年4月の委員委嘱について説明></p>
明石会長	ただ今の説明について、ご意見ご質問ございませんでしょうか。
高尾委員	<p>審議の中で、調査票における設問の修正がかなりありましたので、修正ができた段階で委員へ見せていただき、意見を再度述べさせていただく方がいいと思いますが、事務的なスケジュールの中で可能でしょうか。</p> <p>また、子どもたちへも意見聴取をすることと、設問内容等について我々の関与のないまま進められるのか、内容等について、我々も理解し意見を述べるのができるのかという点で、今後のスケジュールを確認させていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>本日ご意見いただきました内容について、調査票の質問項目を修正し、委員の皆様へ送付させていただきますので、ご確認の上、ご意見ご質問につきましても、事務的なスケジュール上可能なところまで対応したいと考えております。</p> <p>また、子どもたちへの意見聴取につきましても、これから教育委員会と調整しますので、内容が確定していない段階ですが、正副会長とも相談させていただきながら、書面会議の開催等何らかの形で委員の皆様にお示しし、ご意見ご質問を伺いたいと考えております。</p>
明石会長	その他、全般を通しまして、何かご意見ご質問はありませんか。
委員	(意見なし)
明石会長	<p>それでは、本日の案件はすべて終了といたします。貴重なご意見ご質問をありがとうございました。</p> <p>最後に、私から恐縮ですが一言述べさせていただきます。私、約10年間、審議会に携わらせていただき、この度、退任させていただくとなりました。この間、委員の皆様、事務局の皆様に、たくさんのご協力ご理解をいただきまして、スムーズに審議会が進行できましたことを心よりお礼申し上げます。</p> <p>振り返りますと、この間、新型コロナウイルスの感染拡大もあり、インターネット上の人権侵害等、人権問題が複雑化・多様化しております。そういう中で、審議会では本当に活発かつ真摯にご議論いただきまして、私自身も審議会が終わる度に人権尊重のまちづくりについて学び、そして気持ちを新たにしてまいりました。</p> <p>今後とも、本審議会が活発に議論され、発展され、また委員の皆様、事務局の皆様のご健勝とご多幸をお祈りいたしております。ありがとうございました。</p> <p>それでは、令和7年度第2回枚方市人権尊重のまちづくり審議会を閉会いたします。皆様、ありがとうございました。</p>